

平成24年度上半期の取組全体の自己評価（案）

1 支出計画の進捗把握・管理

支出計画の進捗状況及び予算監視・効率化推進グループによる現状分析の結果は、配布資料「平成24年度法務省支出計画の進捗状況（上半期）」のとおりである。

2 予算執行上の重要な決定等についての事前審査及び事後報告の実施

平成24年度上半期の事前審査及び事後報告は、1億円以上の調達又は3億円以上のシステム関係の調達が37件、10億円以上の新規施設整備が1件の合計38件について、予算執行の必要性、有効性及び効率性等の観点から踏まえて実施された。

3 行政事業レビューの実施

法務省行政事業レビューは、全事業を86事業に整理した上、そのうちの3事業について、平成24年6月15日に公開プロセスを実施し、そのほかの事業についても、同年7月30日に法務省予算監視・効率化チームの臨時会合を開催して行政事業レビューの審議を行い、アドバイザーからの意見・提言を受けるなどの外部の視点を取り入れてチーム所見を決定するとともに、これらを平成25年度概算要求に反映し、同年9月7日の概算要求書提出に併せて同反映結果を法務省ホームページに公表した。

なお、チーム所見では、86事業中2事業が「抜本的改善」、68事業が「一部改善」とされ、概算要求への反映額は、全体で55億6千1百万円の削減となった。

4 国民の声の受付・対応，改善への取組

平成24年度上半期の予算執行に関する国民の声の受付状況は，次表のとおりである。また，平成24年4月から同年9月までに受け付けた意見・提案に対する対応状況は，別添1のとおりである。

【国民の声の受付状況】

平成23年度<参考>

月	受付件数	予算に関する意見数
4	8	1
5	9	1
6	9	1
7	19	1
8	25	2
9	16	3
合計	86	9

※意見は，郵送1件(8月)を除き，全て電子メールで受領。

平成24年度

月	受付件数	予算に関する意見数
4	69	26
5	25	1
6	34	3
7	9	3
8	31	6
9	16	9
合計	184	48

※意見は，FAX1件(6月)を除き，全て電子メールで受領。

5 予算執行の効率化等に向けて職員の参画や意識の向上を図る取組

(1) 職員からの意見・提案の募集等

平成24年度上半期の職員からの意見・提案の受付状況は，次表のとおりである。また，平成24年4月から同年9月までに受け付けた意見・提案に対する対応状況は，別添2のとおりである。

【職員からの意見・提案の受付状況】

平成23年度<参考>

月	受付件数	予算に関する意見数
4	5(2)	5
5	11(7)	11
6	1(0)	1
7	6(1)	6
8	1(1)	1
9	2(0)	2
合計	26(11)	26

※意見は，電子メールにて受領。

なお，()内の数字は，郵送にて受領した件数で，内数。

平成24年度

月	受付件数	予算に関する意見数
4	7(2)	7
5	4(0)	4
6	2(0)	2
7	4(3)	4
8	0	0
9	0	0
合計	17(5)	17

※意見は，郵送にて受領。

なお，()内の数字は，電子メールで受領した件数で，内数。

(2) 研修等の実施

次のとおり、職員に対する研修等を実施し、予算執行の効率化等に関する職員の意識の向上を図った。

① 会計事務主管課長等会議

平成24年5月から6月にかけて、本省において合計6回、各組織の会計事務主管課長等会議を開催した。同会議においては、予算執行の効率化、行政コスト削減等に向けた各組織の取組状況、課題等を協議し、予算執行の効率化等に関する現状認識・問題意識の共有化を図るとともに、参加者から報告のあった有益な具体的方策を文書により全組織に通知し、これを周知徹底した。

② 会計職員実務講習会

平成24年10月22日から同月26日までの5日間、大臣官房会計課において会計職員実務講習会を実施した。同講習会においては、地方官署の会計事務担当者58名に対し、予算執行の効率化等に関する講義や演習を実施した。

6 予算執行の情報開示の充実

平成24年度上半期の情報開示の取組状況は、別添3のとおりである。

【自己評価】

○支出計画の進捗把握・管理

支出計画と執行額にかい離が生じているものも見受けられるが、その要因の主なものは、本年9月7日に閣議決定された「9月以降の一般会計予算の執行について」により指示された予算執行の抑制の影響及び節減効果等であって妥当と認められる。

平成24年度下半期は、年度末に向けて駆け込み執行等の不適切な執行がないよう、引き続き監視に努める。

○予算執行上の重要な決定等についての事前審査及び事後報告の実施

重要な調達及び10億円以上の施設整備について、必要性、有効性及び効率性を踏まえた事前審査及びやむを得ない場合の事後報告を適切に実施している。

平成24年度下半期においても、引き続き適切に事前審査を実施していく。

○行政事業レビューの実施

法務省の全事業について、予算の支出先や使途の実態を把握し、改善の余地がないか等の観点から点検・見直しを実施しており、概算要求において相当額の削減を実現した。

○国民の声の受付・対応，改善への取組

予算執行に関し、国民の声として受け付けた全ての意見・提案に対する対応方針を取りまとめて公表するとともに、職員に周知しており、丁寧な取組が実施されている。

平成24年度下半期においても、引き続き、国民の意見・提案を真摯に受け止め、予算の効率的な執行に生かしていく。

○予算執行の効率化等に向けて職員の参画や意識の向上を図る取組

職員からの意見・提案に対する対応状況については、予算の効率化に関する全ての意見・提案に対する対応方針を取りまとめて公表するとともに、職員に周知しており、丁寧な取組が実施されている。

職員の意識の向上を図る取組については、会計事務主管課長等会議、会計職員実務講習会及び各種研修において、予算執行の効率化等に関する協議又は講義等を実施するなど、着実に取組を推進している。

平成24年度下半期においても、引き続き、職員からの意見・提案の提出を積極的に促すとともに、提出された意見・提案を真摯に受け止め、予算の効率的な執行に生かしていくとともに、職員の意識の向上を図る取組についても着実に推進し、予算の効率化に関する職員の意識の向上及びその定着化に努める。

○予算執行の情報開示の充実

公表すべきものについて、定められた公表期限まで公表を了している。

なお、本年度から、内閣官房行政改革実行本部事務局の指示により、公益法人に対する支出に係る公表・点検を実施している。

平成24年度下半期においても、引き続き、適切に情報開示に努める。

国民の声に対する対応状況

対応可能なもの

(46件)

【意見・提案を受けて対応したもの】(1件)

意見・提案の概要	対応状況
<p>成田空港の自動化ゲートを利用した際、パスポートに押印が必要だったが、近くの係官が他の客の手続を進めていたため、押印を得られずにその場は通過し、少し離れた事務所にいた2名の係官にパスポートに出国印が必要な旨を伝えたところ、「自動化ゲートを通る前に近くの係官に押印してもらわないといけない。一旦通り過ぎれば何もできない。」と取り合ってもらえなかった。</p> <p>一連のやり取りを聞かれていた別の係官がパスポートを確認されて、私が自動化ゲートを通ったことを確認され事なきを得たが、事務所で私に対応した2人の係官は、一体、何のために存在しているのか。2人とも業務姿勢を管理される必要があり、なされている仕事と職責に応じた給与面の処遇かどうか見直していただきたい。</p>	<p>職員の業務対応に関する御意見です。</p> <p>御指摘の自動化ゲートは、パスポートに出国の証印をしない取扱いとなっておりますが、出国証印を希望するときは、業務の適正かつ効率的な運営の観点から、原則として自動化ゲート通過直後の審査ブースにおいて、その旨申し出ていただくこととしていただいております。</p> <p>このようなお問い合わせ等に一層適切に対応できる態勢について検討するとともに、国民目線に立った親切・丁寧な応接を徹底するため、東京入国管理局成田空港支局においては、応接態度の改善に係る職員向けの通知を发出了しました。</p> <p>今後は、御指摘のような御批判を受けることのないよう、適正な運用に努めてまいります。</p>

【意見・提案の趣旨に沿って既に対応しているもの又は対応を検討するもの】(45件)

意見・提案の概要	対応状況
<p>自治体で外国人登録を担当している者ですが、在留カード上の氏名表記を完全に一律ローマ字にすべきだと思います。そもそも韓国は旅券のどこを見てもハングルをローマ字にした表記しかありませんし、中国、台湾、香港もピンインや注音などのローマ字表記が漢字と共に表記されています。旅券の自動読み取り部分は当然にローマ字表記のみです。将来的には、歴史的背景のある特別永住者は例外として、すべて一律にローマ字表記(1バイト文字化)にすることで、市区町村や御省入国管理局などでの各種手続きの時間やコストをカットできるのではないのでしょうか。</p>	<p>在留カードの氏名表記に関する御意見です。</p> <p>在留カード等の氏名につきましては、原則としてローマ字による表記としつつ、氏名に漢字を使用する中長期在留者等から申し出があったときは、簡体字等を正字の範囲の文字に置換して併記できる取扱いとしております。</p> <p>これは、新制度の施行後、住民票をはじめとする各種行政サービスの円滑な運用を図りたいとする市町村からの御要望を踏まえ、このような取扱いとすることとしたものであることを御理解願います。</p>
<p>現行の法律でも99%解決できるのに、なぜ人権救済機関が必要なのでしょう。三条委員会を作るというのなら、予算がかかるのではないのでしょうか。今このような機関が必要なのでしょう。今、予算が必要なのは東日本大震災の復興や福島を除染にこそ、予算が必要なのではないのですか。国民の多くが知らない法案を何も言わずに成立させ、たった1%のために莫大の予算をつぎ込むのでしょうか。この法案こそ、予算の無駄使いです。</p> <p>(上記と同旨 計32件)</p>	<p>人権委員会の設置に関する御意見です。</p> <p>人権委員会の予算・人員については、既存の組織を改廃・活用する方向で検討しております。</p> <p>人権委員会を設置する必要性等については、「Q&A(人権委員会設置法案等について)」(http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00041.html)のQ2からQ6までに掲載しているとおりですので、御参照ください。</p>

意見・提案の概要	対応状況
<p>建設会社に勤務している者ですが、入札業務に携わっており、先日も地域の少年院施設の入札工事に参加書類を提出したところです。その入札の手続きの事ですが、参加側から見て感じた無駄を書かせていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加書類の取得に施設まで出向かなければならない。(電子入札にすればPCから取得できます)→交通費、書類コピー代の無駄 ・見積図面の取得に施設まで出向かなければならない。→交通費の無駄 ・見積図面を法務省の契約会社でコピーしなければならぬ→コピー会社までの交通費、コピー代(しかもA1サイズ、大きすぎて民間で使用している会社は少ない)の無駄 <p>特に図面サイズについては、電子でダウンロードすれば無料ですし、A1図面もA3に縮小できますし、必要な部分だけ拡大コピーもできますし、セキュリティも掛けられるので拡散や改ざんも防止出来ます。交通費やコピー代は参加意思のある会社ですから、当然お支払いしますが、できれば安く済ませたい部分です。システムを変えられるよう検討をお願いいたします。</p>	<p>入札事務に関する御意見です。</p> <p>当省は、矯正施設等の整備を行っておりますが、入札に係る図面等の配布方法等につきましては、国の調達手続の電子化に関する電子調達システムの整備及び運用に係る準備の状況等を踏まえつつ、一定の保安上の配慮を行いながら、できる限り入札参加希望者の負担とならないよう努めてまいります。</p>
<p>法務局乙号業務の契約について、契約金額を公表すべきである</p>	<p>契約金額の公表に関する御意見です。</p> <p>契約に係る情報については、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付け財計第2017号)に基づき、契約を締結した日から起算して、原則として72日以内に、当該契約の名称・契約日及び契約金額等を公表しなければならないこととなっております。</p> <p>これらの情報につきましては、法務本省のホームページ(http://www.moj.go.jp/kohyojyoho_keiyaku.html)及び当該契約を締結した地方支分部局等のホームページ等で公表されております。</p>
<p>自動車会社を営んでいる者ですが、23年度末に地方法務局から車両の一時抹消登録を依頼され処理しました。車両は8人乗りのワゴン車です。このような車両を廃車等するのではなく譲渡していただければ、我々が手を加えて東北の被災地のボランティア団体に寄付することにより、復興支援に寄与することができます。どうかご検討いただきたいと思っております。</p>	<p>復興支援に係る物品の譲渡に関する御意見です。</p> <p>貴重な御意見をいただいたことをありがたく存じます。</p> <p>なお、車両の処分に際し、その処分方法に関しては、個々の事情等を勘案しつつ、法令に照らしながら適切に対応してまいります。</p>

意見・提案の概要	対応状況
<p>法務省プロジェクトSE契約については、SE単価が極端に高いことが数年前に謳われていましたが、本来2次契約までしかSEは参画できないはずですが、本契約の請負業者であるX社は極端に低い単価で3次契約者を雇って儲けています。法務省からX社に対して3次契約者SEの契約打ち切りを調達できないでしょうか。X社に対して支払っているSE金額の正当性が疑われています。</p> <p>(2件)</p>	<p>契約に関する御意見です。</p> <p>御指摘の内容及び該当する契約等が判然としませんが、契約締結に当たり予定価格を設定する際には、契約の目的となる物件又は役務に関して、取引の実例価格(積算資料等)、過去の調達実績、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期限等、各種要素を総合的に勘案した上で適正に設定しており、支出の原因となる契約の場合には、その予定価格の制限の範囲内で契約を締結しております。</p> <p>また、契約の相手方が再委託を行う場合は、契約条項に基づいて、あらかじめ再委託する業務の範囲、再委託の相手方の商号又は名称及び住所、再委託する理由等を記載した書面を提出させ、当省の承諾を得ることとなっております。</p> <p>なお、契約書には、契約の相手方が契約条項に違反した場合には、契約の全部又は一部を解除することができる旨の条項を設けております。</p> <p>おって、契約違反の事実が判明した場合には、契約条項に基づき、適切に対処いたします。</p>
<p>無理な取り調べや証拠の紛失や捏造、その後のDNA検査の技術の進展や、検察に不利な証拠を開示しないことや場合によったら捏造をも疑われるような証拠の改竄や調書の作成、報告書の作成などが起きています。このことで冤罪が生じたり、無理な取り調べで人権侵害や冤罪によって真犯人を取り逃がして第2第3の犯罪が起きて被害者が増えたり冤罪とされた方にそのご家族やその周囲の方を含めて人生を狂わせてしまったり、結果としてそうした方に国家として補償もせざるを得ない状態です。もはや法と証拠と正確な手続き機関としての役割を終えているように思います。ここ最近では取り調べや捜査機関の不祥事も続発しており警察も検察も解体してはどうでしょうか。出来ないとすれば一連の疑惑に関与した人材は懲戒解雇が妥当ではないでしょうか。</p>	<p>検察改革に関する御意見です。</p> <p>現在、法務省及び検察庁においては、いわゆる厚生労働省元局長無罪事件やこれに関わる検察官による証拠改ざん事件、犯人隠避事件等の一連の事態により失われた国民の信頼を回復するため、種々の改善策に取り組んでいるところであり、昨年9月には、検察の精神及び基本姿勢を示した「検察の理念」が、検察職員の日々の職務における指針として策定されました。</p> <p>今後も、検察改革をより一層進めることにより、国民の信頼回復に努めてまいります。</p>
<p>法テラスの相談は無駄だと思います。</p> <p>知り合いにも相談員が数人いますが、他の専門機関を紹介するだけで直接相談を受けないのであれば、まったく無駄です。私は行政の消費生活相談員ですが、消費生活相談以外の相談なら、私たちも他機関を紹介しますが、消費生活に関しては直接相談を受けます。しかし、法テラスの相談は、他機関紹介ばかりです。最近ではインターネットでも簡単にいろんな相談機関を調べることはできるので、法テラスは不要だと思います。</p>	<p>日本司法支援センター(法テラス)に関する御意見です。</p> <p>法テラスでは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法制度に関する情報や相談機関・団体に関する情報を収集して整理し、ホームページ等で一般の利用に供したり、コールセンターや地方事務所において個別の問合せに応じて無料で提供する情報提供業務(総合法律支援法第30条第1項第1号) ・経済的に余裕のない方が法的トラブルにあったときに、無料で法律相談を行い、必要な場合、弁護士・司法書士の費用の立替えを行う民事法律扶助業務(同法第30条第1項第2号) <p>などの業務を行っています。</p> <p>頂いた御意見は、このうちの情報提供業務に関する御意見と思われると思います。</p> <p>法テラスが行う情報提供業務は、法制度に関する情報や相談機関・団体に関する情報が、従前は必ずしも十分に集約・整理されておらず、法的トラブルを抱えた方が、どこで、誰に相談していいのか分かりにくいことが問題として指摘されていたことを踏まえ、他の相談機関・団体との連携の下で、これを補完するものであり(同法第32条第3項)、最適な相談機関・団体を紹介することにより、法テラスが紛争解決の道案内役となることが期待されています。</p> <p>また、法テラスでは、上記のとおり民事法律扶助業務を行っていますので、情報提供とその後の法律サービスの提供が連携している点が、他の相談機関・団体と異なる法テラスの情報提供業務の特色です。</p> <p>御指摘のとおり、近年、インターネットを利用した相談機関の検索も可能ではありますが、国民の中には、インターネットを利用されない方が相当数いると思われるので、電話又は対面による紹介を行う法テラスのサービスの重要性は高いものと考えています。</p> <p>以上のような、法テラスにおける情報提供業務の特性に照らして、頂いた御意見の趣旨を踏まえ、今後とも適切な運用に努めてまいります。</p>

意見・提案の概要	対応状況
<p>7月は「社会を明るくする運動」週間ですが、毎年6月に運動に賛同される自宅に集落担当の人が来られて、30cm×60cmのプラスチック看板を置いていかれるのですが、このプラスチック看板が毎年の事で枚数が増えて無駄なので、紙、ポスター等廃棄に支障の無い材料でお願いします。地区担当の方等が回収などして頂ければ大変有り難いと考えます。</p>	<p>「社会を明るくする運動」に関する御意見です。 「社会を明るくする運動」は、法務省が主唱しているものですが、それぞれの地域における実際の活動については、経費の面も含めて、民間の方々を中心に展開されています。 個々の活動について国が直接関与することは難しいところではありますが、今後、御指摘のような御意見について、機会を捉えて、団体等に周知してまいります。</p>
<p>保護局の予算が少ないことが保護観察所で働く賃金職員に直接影響しています。予算が少ない→定員(職員)が少ない→パートや外団体に頼る→職員ではない人が権力を持ち、例規や根拠のない決まりを職員の知らないところで適用するなど、職場環境が著しく乱れています。職員の上司は職場環境の問題を把握しつつも人事的問題を放置しているようです。そもそも保護局に対する予算が少ないのは、国として更生保護に力を入れるのか入れないのかとても曖昧に感じます。予算を減らし更生保護にかかわる仕事を減らすか、仕事を増やすなら予算や人員を増やしたほうが良いと思います。</p>	<p>保護観察所の職場環境に関する御意見です。 近年、安全・安心な社会の実現のため、再犯防止対策が政府として重要な課題となっているところ、刑務所出所者等の社会内での処遇を担う更生保護官署においては、新たな再犯防止施策が次々と導入されるなど、業務量が増加している現状にあります。 保護局では、こうした状況を踏まえ、引き続き、必要な予算や人員の確保に努めてまいります。</p>
<p>保護司という制度があり、目的は犯罪経験者の社会復帰を補助する役割を担うことにかかわる仕事ということで、推薦などで選ばれているようであるが、果たして適切な選定方法なのか。</p>	<p>保護司に関する御意見です。 保護司は、社会奉仕の精神をもって犯罪をした者の改善更生を助けるとともに、地域の犯罪予防活動等に従事しており、社会的信望や職務遂行への熱意を有するなどの要件に該当する方について、保護観察所長が推薦し、法務大臣が委嘱しています。 保護司については、できるだけ幅広い分野から候補者を検討し、今後もより多くの適任者を確保できるよう努めてまいります。</p>

意見・提案の概要	対応状況
<p>矯正局管下の少年院のことですが、現在は収容者がいなくなってもう2箇月が経とうとしています。もはや仕事はないのに職員をとどめ置いて業務を先送りしているで次のようなことが起こっており、国損と考えます。</p> <p>①超過勤務手当の予算は余っているが、国に返せないからと、仕事もないし、してもないけれど支出するから不適正となり、偏りとばらまきがある。</p> <p>②職員は廃庁に持って行ったやり方に不満を持っているので、仕事がないことをいいことに休み放題。1箇月に3日しか出勤せず「年休は権利だ」と言っているのはおかしい。公務員としていいのか。国民は納得しない。</p> <p>③少年院から撤収して、残務に必要な最低限度の職員を刑務所に配置換えして残務を行へば問題ないのに、職員を少年院で引き続き勤務させ光熱水料・暖房費をかけようとしている。早期に撤収すれば少なくとも施設の維持管理経費はなくなる。さらに宿日直も不要になり、半年で130万円もの経費が節約できる。</p> <p>④他の職員はできるだけ早く配置換えする。厳冬期で仕事がないのにいる必要はない。</p>	<p>少年院における超過勤務手当の支給等に関する御意見です。</p> <p>(①について) 超過勤務手当は、超過勤務命令に基づく超過勤務の実績に対して、関係法令にのっとって計算された手当額が支給されており、当該少年院についても同様の運用がなされているものと承知しています。 なお、当該少年院については、廃庁となることも考慮して、予算額の調整を行う予定です。</p> <p>(②について) 年次休暇については、公務の運営に支障がない場合には承認するものとされており、制度の範囲内で運用されているものと承知しています。</p> <p>(③について) 当該少年院の廃庁に当たっては、収容業務を停止した後も、国有財産の確認・管理・所属替手続、管理換物品・不用物品等の分類・処分、重要備品の使用可否に係る協議・保存・管理・移送及び公文書・保存文書の精査・処分・移管など、現地において行う多様な事務が残存しており、近隣の施設に職員を配置換して都度赴かせることは時間的ロスや効率的な業務遂行の観点から適切ではないほか、庁舎、設備等の保全等の必要があることから、現在も同院に必要最低限の職員を留め置いて事務処理を行っています。</p> <p>(④について) 業務の進行状況に応じて事務処理体制を見直し、職員体制を縮小する必要があれば近隣の矯正施設への配置換等を行うこととしています。</p> <p>御意見の趣旨を踏まえ、今後も引き続き、適正な運用に努めてまいります。</p>

現時点では対応困難なもの

(2件)

【意見・提案の趣旨に沿って対応することが困難なもの】 (2件)

意見・提案の概要	対応状況
<p>性犯罪防止教育を受けた者が、刑務所にゲストで入って話をするのは難しいでしょうか？どうやってこの1年間再犯しないで来たかを話す事によって皆の道標みたいな存在になればと考えています。私は府中刑務所の性犯罪防止教育の15期生です。何らかの形で協力はしたいので、よろしくをお願いします。</p>	<p>刑務所における受刑者に対する指導に関する御意見です。 刑事施設における性犯罪再犯防止指導へのゲスト参加について御提案をいただき、受刑者の再犯防止のための協力を御検討いただいたことをありがたく存じます。 なお、同指導は、指導内容が全国統一のものとして標準的に定められているものであり、その指導内容どおりに実施することで再犯防止効果が上がるとされていることから、同指導にそれ以外の項目を組み込むことは困難であり、御協力をお願いすることが難しい状況にあることを御理解願います。</p>
<p>府中刑務所に入っていたとき、地下室を見つけ、刑務官の虐待が出所で終わったと思ったら始まりでした。目でみた物を他人が見えたりする機械を使用してます。用途は本来違う用途でしょうか現在に至る全ての24時間態勢で使用されて居ます。何故予算を出し続けるのですか？</p>	<p>刑務所で使用している機械に関する御意見です。 刑事施設では、施設の管理運営に必要な保安警備システム等を整備していますが、御意見にあるような機械は有しておりませんので、御理解願います。</p>

職員の意見・提案に対する対応状況

対応可能なもの

(13件)

【意見・提案の趣旨に沿って既に対応しているもの又は対応を検討するもの】(13件)

意見・提案の概要	対応状況
<p>パソコンの印刷設定については、全職員に供用中のクライアントPCの複写機の標準設定において、画像品質のカラー選択を白黒印刷に設定し、カラー印刷の不要な印刷数を減らすことができれば、総じてコストの削減が見込まれることから、パソコン、プリンタ等の出力機器の標準設定を白黒印刷とするようメール等により周知、徹底するべきではないか。</p> <p>当庁の例では、複写機の保守契約を締結しており、印刷枚数に応じて保守料金を支出しており、その1枚当たりの印刷単価にはばらつきがあるが、概ねカラー印刷は白黒印刷の5～6倍の印刷単価となっている。</p>	<p>これまで、カラー印刷の使用制限等により経費節減を行うなど各種取組を行ってきたところであるが、本年10月18日には、「法務省業務改革推進計画」(法務省業務改革推進本部決定)が策定され、同計画の中に「パソコン、コピー機及びプリンタの印刷設定については、白黒印刷・両面印刷を原則とする旨職員に周知・徹底することにより、コピー機及びプリンタの使用の効率化を図るとともに、経費の削減を図る。」旨明記されるとともに、本年11月8日付け「法務省業務改革推進計画に基づく具体的取組を推進するための方策について」(法務省業務改革推進本部ワーキンググループ事務連絡)により、取組に向けた具体的方策が示され、所管各庁に対しても同取組の周知が図られているところであり、同趣旨に鑑み、積極的に、経費の削減等に向けた各種取組を推進されているものと承知している。</p>
<p>LED電球については、一時期に比べてかなり安価になっていることから、電気設備の交換等工事を要しないのであれば、従来型の電球等からLED電球に段階的に交換して経費節減を図るべきではないか。</p>	<p>照明器具のLED化については、一部導入庁もあるものの、予算事情により、全国一斉更新は困難な状況にあることから、各庁の照明器具の経年状況等を踏まえ、政府の節電行動計画等にも留意しながら、中・長期的な視点に立ち、順次、計画的かつ効果的な整備を検討していくこととしたい。</p>
<p>休暇簿については、人事院事務総長通知、質疑応答集等により、職員全員分の部数を用意して、職員別に予め作成することになっており、平成22年までは病気休暇と特別休暇の休暇簿は両休暇兼用の一つの様式であったが、同23年からは病気休暇と特別休暇は別々の単独様式となったところであるが、病気休暇簿については、国家公務員全体職員の何パーセントが病気休暇を取得しているか定かではないが、使用することなく行政文書として保存された病気休暇簿の用紙代、作成するための人件費、行政文書ファイルとして保存するスペースを考えると、介護休暇簿と同様に、職員が休暇を請求しようとしたときに、必要に応じて職員別に作成するとすれば、無駄な経費が削減できるのではないか。</p>	<p>御意見を踏まえ、人事院にあらためて確認したところ、病気休暇簿は、平成22年12月人事院福祉課「病気休暇制度の見直しに関する質疑応答集」問70のとおり、全員分の部数を用意して職員別にあらかじめ作成しておかなければならないものであるとのことであった。なお、いただいた御意見については、機会を捉えて、人事院に伝えることとしたい。</p>
<p>検察庁においては、用紙の片面印刷・片面コピーが主であることから、両面印刷・両面コピーをして、用紙を節約すべきである。</p> <p>民間は、エコ意識が浸透していて、両面印刷・両面コピーが当たり前であるが、検察庁はまだまだエコ意識が足りない。検察庁内部で作成される内部資料はもとより、起訴状や供述調書等の捜査資料も、両面印刷・両面コピーで作成して構わないはずであり、それを規制する法令はないはずである。</p>	<p>検察庁内で作成される書類については、両面印刷にした場合の支障の有無等を確認しつつ、可能な限り両面印刷を行って経費の削減に努めているところであり、今後も引き続き、両面印刷の励行に努めることとしている。</p> <p>もっとも、上記書類のうち、起訴状や調書等の裁判所の事件に関する記録その他の書類については、平成12年10月27日付け法務省刑総第1243号刑事局長通達「事件事務規程、執行事務規程、証拠品事務規程、徴収事務規程、犯歴事務規程及び刑事関係報告規程の一部を改正する訓令について」により、裁判所の事件に関する記録その他の書類については、原則として用紙の大きさを日本工業規格A列4番とするとともに、その使用に当たっては用紙の裏面は用いないこととされている。</p> <p>調書等については、手書きで記載する可能性もあり、インクの裏面への写り込みなども危惧されることから、印刷機器を使用した場合も含め、両面印刷とした場合の問題等も考慮した上、今後検討していくこととしたい。</p>

意見・提案の概要	対応状況
<p>調達業務の簡素化等を図るため、ブロック単位で実施できる入札案件等は物品を一括して調達し、地方へ配送することとしてはいかがか。</p>	<p>一部の品目については、既にブロック単位で一括調達を実施しているところ、今後も、調達費用削減の観点から、調達の適切性及び透明性を確保しつつ、地域的事情及び配送コスト等にも留意して対象品目の拡大を検討していくこととしている。</p>
<p>本局の庁用車利用が著しい状況にあるため、本局と調整を図りながら、支局庁用車で利用率が少ないものを本局に供用換して効率的な庁用車の利用を行うべきである。</p>	<p>物品管理法施行規則第23条は、「物品管理官は、物品供用官の間において物品の所属を移すときは、当該物品を供用している物品供用官に対し、返納命令をし、当該物品を供用すべき物品供用官に対し、供用の目的を明らかにして受領命令をしなければならない」と規定している。 よって、御提案の内容は、各庁の実情を踏まえ、各庁において適切に対応いただきたい。</p>
<p>現在、コンピューターやタイプライター等の備品については、使用期間を設定して定期的に更新しており、十分使用できる物も更新している状況にあるが、原則、定期的な更新を廃止し、故障あるいはバージョンの旧式化等の事情が発生した都度に更新するべきではないか。</p>	<p>パソコン等の備品の更新に当たっては、耐用年数が経過したものを一律に更新するのではなく、業務に支障を来さない程度の十分なスペックの保持に努めつつ、予算の節減にも留意しながら、更新数量の見直し及び更新時期の延伸等を行うなどして、予算の効率的執行に努めているところである。</p>
<p>他の法務局に異動する度に、既にある登記官認印を返還し、異動先の局において新たに同認印を購入することは予算の非効率な執行であり、登記官認印取扱規程を改正するなどして、ブロック管内の異動では登記官認印を携帯するべきではないか。 全法務局における登記官認印の取扱いは、各ブロックで異なっている現状にあり、あるブロックで取扱いを改めても、異動先の他のブロックで新たな購入が必要であるとすれば、所期の目的を達することはできないことから、全法務局で統一した取扱いとなるよう、本省において検討をお願いしたい。</p>	<p>登記官印は公印であり、登記官ではない職員が登記官印を持つことはできないため、登記官だった職員が異動により登記官でなくなる場合は、登記官印を管理する職員がこれを回収し、管理する必要がある。 予算効率化の観点からすれば、管理者間での登記官印の引継ぎを統一的行うことにより、登記官である職員が異動の際に登記官印を携帯し、異動後の登記所において同じ登記官印を使用することは合理的であると考えられるが、公印管理にも関わる問題であるので、御提案の内容については、今後検討していくこととしたい。</p>
<p>職務を放棄している再任用職員については、速やかに再任用を中止するべきである。 再任用ということで職務を続けている職員の中には、仕事をしろと言われることもなく、刑務所の教育統括職に就き、検閲と称して一日中本を読んで過ごしている者がいる。また、再任用職員は現幹部職員の元上司に当たることから、その者に対する勤務評価が適正ではないのは当然であり、係員等から状況を調査し、職員としての勤務態度が不良で、再任用が不適正という職員が存在するのであれば、速やかに再任用を中止する必要がある。また、そういう環境を作ることが、再任用職員の勤務意識を向上させることにつながると思料する。</p>	<p>再任用職員であっても、国家公務員法第78条による分限の規定や同法第82条による懲戒処分の規定が適用されることから、各任命権者において適切に対処しているものと承知している。</p>
<p>収容者移送中における糧食および飲料の給与については、昭和47年3月22日付け矯総第444号矯正局長・会計課長通達「収容者移送中における糧食および飲料の給与について」において、駅売弁当及び湯茶の単価は、弁当代800円・湯茶100円とされているところ、同単価は当時の市価を勘案して決定されたものと思料するが、現在、駅売の弁当及び湯茶が同金額で販売されておらず、超過分を職員が補填している現状にあり、不適當な事務処理と思料されることから、単価改定を提案するものである。</p>	<p>護送時に被収容者に給与する弁当については、必ずしも高価な駅弁に限定するものではなく、例えば、駅近郊や構内のコンビニエンスストア、売店等で販売しているものの中から、安価なものを選択して給与すれば足りるものと思料する。 また、湯茶についても、必ずしもペットボトル入りのものを給与する必要はなく、紙パック(250ml)入りのものを給与しても差し支えないものと思料する。 しかしながら、被収容者移送中における食糧給与の根拠となっている通達の最終改正(昭和63年7月)から20年以上が経過していることから、弁当やお茶等の市場価格の動向を踏まえ、本通達の改正も視野に入れて、適正な運用方法について検討していくこととしたい。</p>

意見・提案の概要	対応状況
<p>予算科目の統合((項)矯正収容費下の(目)護送旅費と(目)被収容者旅費)について、以前は、これらは同一目として(目)護送旅費として管理されていたが、現在は、上記2目に分けて管理されているが、毎年のように被収容者旅費が不足気味であり、本省及び各施設においても予算の執行に苦慮していることから、護送旅費と被収容者旅費を統合し、同一目で管理できるようにするべきである(実際に、平成23年度予算において、(項)矯正官署共通費下の(目)職員旅費と(目)研修旅費を統合し、(目)職員旅費として管理している前例もある。))。</p>	<p>(目)護送旅費及び(目)被収容者旅費については、予算を適正に管理するという予算統制上の理由から、「職員用」及び「被収容者用」として分けて管理されているところ、(目)職員旅費及び(目)研修旅費については、いずれもその旅行主体者が「職員」であることから、(目)の統合を検討する際の比較検討事例には必ずしもなじまないと考えられる。</p> <p>まずなすべきことは、(目)護送旅費及び(目)被収容者旅費の正確な執行状況を把握し、これをできる限り予算要求に反映させていくことが重要であると考え、(目)被収容者旅費の予算執行状況がここ数年厳しい状況にあること等に鑑み、御意見の内容は今後検討していくこととしたい。</p>
<p>以前、中国地方の刑務所から九州地方の刑務所へ2班にわたって業務出張がなされたが(同年度には北海道への出張もあった)、出張先に参考になる事例があったとは思えず、単なる物見遊山の旅行のために予算を執行したものと思量され、現在ではネットワークを活用すれば他施設の現状を確認できる環境が整っていることから、転勤に係る引継ぎ等の必要な業務出張を除き、必要性の認められない業務出張は即刻中止するべきである。</p>	<p>職員の出張については、公務の円滑な遂行を図るために必要な場合にのみ命ぜられるものであり、公務遂行上の必要性を勘案し、各庁の実情に応じ、計画的かつ適正に運用されているものと承知しているが、仮に、不要不急な旅費の執行等が見受けられた場合には、厳格に指導することとしたい。</p>
<p>夜の懇親会がメインの随行者を伴う「事務視察」については、廃止すべきである。また、事務視察後に、視察の目的及び結果(効果)を公表すべきである。</p>	<p>御指摘にあるような事務視察は実施していない。</p> <p>なお、職員の出張については、公務の円滑な遂行を図るために必要な場合にのみ命ぜられるものであり、今後も、公務遂行上の必要性を勘案し、各庁の実情に応じ、計画的かつ適正に運用されていくものであるが、万が一にも、不要不急な旅費の執行等が見受けられた場合には、厳格に指導することとしたい。</p>

現時点では対応困難なもの

(4件)

【意見・提案の趣旨に沿って対応することが困難なもの】(4件)

意見・提案の概要	対応状況
<p>管外異動時における振込口座の登録については、各局において文書を発出し、給与・旅費の振込口座の申出書を送付してもらい、振込口座を登録しているが、管外異動者にとって、異動の都度、給与・旅費の振込口座の申出をすることは煩雑であるし、会計課等の事務処理としても、文書の作成・発送の事務負担、郵送料等の費用負担があり、これらの行政コストを軽減するために、特に変更の申し出がない場合には、局間で異動前に登録の口座情報を転入局へ引継ぎ、引き続き使用することができるよう取扱いを統一すべきである。</p>	<p>人事院規則9-7(俸給等の支給)第1条の3第1項では「各庁の長(その委任を受けた者を含む。以下同じ。)は、職員から申出があった場合において、人事院の定める基準に該当するときは、その者に対する給与の全部をその者の預金又は貯金への振込みの方法によつて支払うことができる」とされており、同第2項では、「前項の申出は、書面を各庁の長に提出して行うものとする」とされている。</p> <p>よつて、御提案の内容を実施するためには、人事院規則の改正が必要となるため、運用で対応することは現段階では困難である。</p>
<p>文書の管理は、平成23年4月1日に施行された法務省行政文書管理規則により、文書管理システムをもって調製することとされているが、それ以前においても、法務局においてはエクセルによる文書管理ファイルを作成しており、同ファイルの調製も廃止されていないことから、ファイルとシステム二重での入力を強いられるなど事務が重複して無駄が発生していることから、定型的なシステム入力作業を外部委託し、集中的に処理することによって事務負担の軽減を図るべきではないか。</p>	<p>当省は、本年1月1日から一元的文書管理システム(以下「一元的システム」という。)を導入しており、従前導入していた総合的な文書管理システムにおいて管理していた行政文書ファイル管理簿のデータについては、一元的システムに移行している。このため、行政文書ファイルの更新・登録作業も当該システム上で行うことが可能となっている。なお、意見・提案の理由に記載されているエクセルによる文書管理ファイルの作成作業がどのような作業を指すのか定かではないが、少なくとも現在は、一元的システムのみを利用して登録・更新作業を行うことができるため、二重での入力作業を強いている状況にはない。また、現在、一元的システムの導入直後ということもあり、意見・提案の理由に記載されている懸念が生じ得る可能性はあるものの、当該システムにはマニュアルが備えられており、職員が適宜マニュアルを確認できること、及び一元的システムへの登録作業等は定型的・反復的な作業であることから、今後、職員がシステム操作に慣れるにしたがつて、当該懸念も解消されていくものと考えられる。</p> <p>よつて、現在のところ、一元的システムへの行政文書ファイル等の登録作業等をアウトソーシングする予定はない。</p>

意見・提案の概要	対応状況
<p>政府計画により「人事・給与関係業務情報システム」(人給システム)が順次各府省に導入されているが、法務省矯正局においては、有用な既存システムである「法務省矯正局給与システム」を有しているのだから、「人給システム」に経費を投入することは無駄ではないか。</p>	<p>人給システムは、「人事・給与等業務・システム最適化計画(平成16年2月27日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)(以下「最適化計画」という。))により、「各府省等は、個々に整備・運用していた人事・給与等業務に係る既存のシステムを廃止し、原則として2015年度末(平成27年度末)までに、システムを集中的に管理運用する人給システムを導入する」ことが決定されており、当省もこの政府方針である最適化計画に従って、平成25年8月までに人給システムを導入し、同年9月末をもって、人事・給与等業務に係る既存のシステムを廃止する方針を定めている。</p> <p>御意見にもあるとおり、「法務省矯正局給与システム」は、矯正官署における給与計算事務に特化した極めて優れたシステムであるが、特定の職員の他の追随を許さない秀逸な能力と献身的な努力により維持されてきたものであり、当該職員の勤務年限から、今後も引き続きこれを維持管理することは期待できず、「法務省矯正局給与システム」のみ政府方針である最適化計画に反して、別途経費をかけて開発・運用等を継続することは想定していない。</p> <p>なお、最適化計画により、「人給システムの開発経費及び運用経費については、原則としてシステムを利用する府省等が利用規模に応じて負担することとされており、当省も応分の負担をしているが、矯正局においても、人給システムの導入により、最適化計画の第2の1(3)に掲げる「制度改正等による人給システムに必要な改修については、開発主体及び運用主体が一元的に行う」ことや同(5)に掲げる「人給システムは全職員が利用対象となるため、ヘルプデスクを設置し問い合わせ手続を一元化することで、府省等のシステム利用者の利便性を確保するとともに、効率的なシステム運用を図る」ことなどによるメリットが期待できると考えている。</p>
<p>都会に転勤する、または、都会から転勤する職員に対する調整手当等は不必要ではないか。</p> <p>調整手当等を支給するよりは、それぞれの施設の勤務状況に対応した調整手当の支給を支給すべきではないか。調整手当について、都会がらみの転勤というより、各施設の勤務状況に応じたものに変更すべきである。</p>	<p>御意見にある「調整手当」については、現行の「地域手当」を指すものと思われる。同地域手当は、公務員給与に地域の民間賃金水準をよりの確に反映させる目的で、全国共通の俸給表の給与水準を民間賃金の地域間格差の事情等に応じて調整するものである。</p> <p>また、都会から地方に転居した職員については、都会で地域手当を受けていた職員の円滑な異動及び適切な人材配置を確保するため、その職員が受けていた地域手当の支給割合を一定期間保障するもので、いずれも全府省共通の基準で人事院規則等により支給されているものである。</p> <p>一方で、勤務状況等それぞれの施設の業務に応じて支給される手当としては、特殊勤務手当等が挙げられるが、それら手当の支給基準、支給額等については、その時々的情勢に適応すべく人事院の給与勧告や諸手当予算要求等を通じて、適切な見直し等が行われているものと承知している。</p>

予算執行の情報開示の取組状況

公表事項	公表時期	公表日 (公表期限)	備考	参考 (サンプル)
(1) 予算支出状況の継続的な開示	所管・組織・項・目別の毎月の支出状況	各四半期終了時(第4・四半期は、翌年度の4月30日)の翌日から起算して45日以内に各月分を取りまとめ公表	第1・四半期分 8月13日 (8月14日)	別表1 公表期限までに実施
		第2・四半期分 11月14日 (11月14日)		
(2) 予算執行に関する意思決定の情報開示	①契約に係る情報(公益法人に対する支出を含む) ②補助金等に関する情報開示(公益法人に対する支出を含む)	契約締結日の翌日から起算して72日以内(4月契約は93日以内)に公表	4月分 7月2日 (7月3日) 5月分 7月11日 (7月12日) 6月分 8月10日 (8月12日) 7月分 9月10日 (9月12日) 8月分 10月11日 (10月12日) 9月分 11月14日 (11月14日)	別表2 別表3 公表期限までに実施
		各四半期終了時(第4・四半期にあつては、翌年度の4月30日)の翌日から起算して45日以内に公表	第1・四半期分 8月13日 (8月14日) 第2・四半期分 11月14日 (11月14日)	
(3) 予算の支出先・支出目的に着目した情報開示	③公益法人に対する支出に係る点検・見直し 委託調査費及びタクシー代	前年度分の点検・見直しにつき、毎年8月末を目途に公表	平成23年度分 8月31日 (8月31日)	別表5 公表期限までに実施
		各四半期終了時(第4・四半期にあつては、翌年度の4月30日)の翌日から起算して45日以内に公表	第1・四半期分 8月13日 (8月14日) 第2・四半期分 11月14日 (11月14日)	

平成24年度法務本省予算支出状況調

【法務省所管】
(一般会計)

組織・項目名	歳出予算現額		支出済額									合計	
			第1・四半期				第2・四半期						
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	9月	9月	9月				
(組織)法務本省													
(項)法務本省共通費	129,274,459,000	3,628,687,249	13,701,230,923	4,789,099,397	9,118,949,214	3,640,716,141	43,104,945,007						
(目)職員基本給	4,860,676,000	356,856,102	356,641,700	355,585,109	354,777,585	354,282,361	2,134,370,586						
(目)職員諸手当	2,228,915,000	39,729,146	745,579,046	32,554,620	27,961,269	28,665,392	927,327,085						
(目)超過勤務手当	716,542,000	0	44,922,344	56,263,964	53,813,420	50,519,137	254,106,983						
(目)委員手当	50,411,000	0	2,972,600	3,176,200	3,978,600	2,212,200	15,152,600						
(目)非常勤職員手当	22,292,000	0	1,871,164	1,327,540	1,369,989	1,466,163	7,331,706						
(目)休職者給与	614,820,000	32,236,959	57,015,904	34,104,332	32,918,920	36,492,994	223,665,781						
(目)国際機関等派遣職員給与	133,126,000	4,547,172	8,405,410	4,711,053	4,711,053	15,043,868	41,965,728						
(目)公務災害補償費	532,375,000	41,923,466	49,426,812	17,380,579	55,666,485	8,704,000	230,351,084						
(目)退職手当	40,575,279,000	292,316,254	149,425,171	1,159,844,106	579,071,515	278,432,887	2,799,188,927						
(目)子どものための金銭の給付	82,905,000	0	22,795,000	0	0	0	22,795,000						
(目)諸謝金	35,206,000	0	844,000	657,000	295,700	4,706,600	6,820,700						
(目)報償費	1,525,000	0	0	0	0	938,616	938,616						
(目)職員旅費	176,673,000	4,787,975	16,639,405	10,712,300	12,495,110	11,176,802	64,677,592						
(目)外国留学旅費	42,278,000	6,312,280	8,951,451	2,452,160	2,444,775	0	34,195,866						
(目)赴任旅費	11,159,000	0	8,705,402	0	0	1,410	8,706,812						
(目)委員等旅費	16,227,000	0	857,563	997,350	785,269	728,760	4,427,126						
(目)参考人等旅費	59,000	0	0	0	0	0	0						
(目)庁費	1,274,671,000	36,757,342	82,008,203	75,538,051	92,651,354	76,863,829	365,123,196						
(目)情報処理業務庁費	352,088,000	0	20,505,472	17,368,453	21,471,217	18,542,868	92,217,603						
(目)通信専用料	76,781,000	238,685	6,494,921	5,706,613	6,177,642	6,337,981	31,554,308						
(目)国会図書館支部庁費	3,377,000	0	50,283	187,057	103,355	499,154	872,305						
(目)宿舍等撤去費	11,206,000	0	0	0	0	0	0						
(目)各所修繕	1,623,290,000	11,158,816	56,838,883	87,418,936	86,677,900	94,532,569	388,131,934						
(目)自動車重量税	247,000	0	0	0	0	0	0						
(目)国家公務員共済組合負担金	64,232,652,000	5,559,402,060	10,143,356,038	2,917,118,132	5,939,282,319	2,641,322,730	29,841,088,768						
(目)基礎年金国家公務員共済組合負担金	10,955,116,000	1,785,684,000	0	0	1,785,684,000	0	5,357,052,000						
(目)国有資産所在市町村交付金	135,318,000	0	135,318,000	0	0	0	135,318,000						
(目)国際私法会議等分担金	48,205,000	37,236,169	0	0	0	0	0						
(目)交際費	2,040,000	52,447	26,250	157,080	78,870	178,814	493,461						
(目)賠償償還及払戻金	459,000,000	3,363,889	1,612,178	5,838,762	56,238,252	2,021,818	69,319,819						
(項)基本法制整備費	133,026,000	20,200	7,687,648	6,070,758	5,400,252	16,305,429	39,144,931						
(目)諸謝金	1,993,000	90,300	366,400	145,800	485,600	0	1,088,100						
(目)職員旅費	17,695,000	936,950	1,135,330	433,650	642,160	11,939,900	15,087,990						
(目)委員等旅費	698,000	0	50,540	0	50,540	50,540	151,620						
(目)庁費	112,640,000	2,633,394	6,135,378	5,491,308	4,221,952	4,314,989	22,817,221						

(単位:円)

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(物品役務等)

No.	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	備考
1	被収容者用合ズボン	支出自担当官 法務省大臣官房会計課長 小野瀬 厚 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成24年9月3日	東京ニットフアッション工業組合 東京都墨田区両国4-37-2	一般競争入札	10,225,896	10,173,322	99.5%	
2	ロッテルダム・ルーラーズの翻訳業務一式	支出自担当官 法務省大臣官房会計課長 小野瀬 厚 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成24年9月3日	ヒューマンコム株式会社 東京都新宿区新宿1-15-14	一般競争入札	2,497,950	1,930,110	77.3%	
3	複写機(複合機)交換契約	支出自担当官 公安調査庁総務部長 武田 典文 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成24年9月3日	コニカミノルタビジネスソリューションズ株式会社 東京都中央区日本橋本町1-5-4	一般競争入札	5,553,450	3,648,330	65.7%	単価契約 5か年分の保守料を含む
4	東京法務局北出張所冷温水発生機オバーホール一式	支出自担当官 東京法務局長 石田 一宏 (東京都千代田区九段南1-1-15)	平成24年9月3日	日本カルミック株式会社 東京都千代田区九段南1-5-10	一般競争入札	4,635,000	3,087,000	66.6%	
5	津合同庁舎ほか4庁舎床面・窓ガラス面清掃業務	支出自担当官 津地方法務局長 梅本 泰宏 (三重県津市丸之内26-8)	平成24年9月3日	株式会社宣光 愛知県北名古屋市九之坪長堀52-2	一般競争入札	1,187,640	862,222	72.6%	
6	測量計算CADシステムバージョンアップソフト購入	支出自担当官 金沢地方法務局長 伊藤 洋一 (石川県金沢市新神田4-3-10)	平成24年9月3日	株式会社丸菱 石川県金沢市問屋町2-20	一般競争入札	1,969,359	1,966,020	99.8%	
7	登記所備付地図作成作業(平成24年度及び平成25年度)一式	支出自担当官 釧路地方法務局長 弘瀬 晃 (北海道釧路市幸町10-3)	平成24年9月3日	社団法人釧路公共嘱託登記士 地家屋調査士協会 北海道釧路市宮本1-2-4	一般競争入札	17,122,077	17,115,000	99.9%	国庫債務負担行為

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(物品・役務等)及び公益法人に対する支拂の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

No	物品・役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管・都道府県所管の区分	応札・応募者数	
1	登記所備付地図作成作業(平成24年度及び平成25年度)一式	支出負担行為担当 東京地方方法務局長 石田 正 (東京都千代田区九段南1-1-15)	平成24年9月13日	社団法人東京公共嘱託登記士地家屋調査士協会 東京都千代田区三崎町1-2-10	一般競争入札	9,111,561	8,400,000	92.2%	特社	国所管	2	国庫債務負担行為
2	登記所備付地図作成作業(平成24年度及び平成25年度)一式	支出負担行為担当 神戸地方方法務局長 奥田 哲也 (兵庫県神戸市中央区波止場町1-1)	平成24年9月14日	社団法人兵庫県公共嘱託登記士地家屋調査士協会 兵庫県神戸市中央区下山手通5-7-6	一般競争入札	45,722,949	39,690,000	86.8%	特社	国所管	1	国庫債務負担行為
3	登記所備付地図作成作業(平成24年度及び平成25年度)一式	支出負担行為担当 鳥取地方方法務局長 西田 勝彦 (鳥取県鳥取市東町2-302)	平成24年9月26日	社団法人鳥取県公共嘱託登記士地家屋調査士協会 鳥取県鳥取市西町1-314-1	一般競争入札	25,267,116	24,299,100	96.2%	特社	国所管	2	国庫債務負担行為
4	登記所備付地図作成作業(平成24年度及び平成25年度)一式	支出負担行為担当 仙台地方方法務局長 浅井 琢児 (宮城県仙台市青葉区春日町7-25 仙台第3法務総合庁舎)	平成24年9月18日	社団法人宮城県公共嘱託登記士地家屋調査士協会 宮城県仙台市青葉区二日町18-3	一般競争入札	20,717,418	20,475,000	98.8%	特社	国所管	1	国庫債務負担行為
5	地内の街区単位修工作業	支出負担行為担当 仙台法務局長 浅井 琢児 (宮城県仙台市青葉区春日町7-25 仙台第3法務総合庁舎)	平成24年9月19日	社団法人宮城県公共嘱託登記士地家屋調査士協会 宮城県仙台市青葉区二日町18-3	一般競争入札	94,943,281	89,250,000	94.0%	特社	国所管	1	
6	地内の街区単位修工作業	支出負担行為担当 福島地方方法務局長 田畑 重一 (福島県福島市霞町1-46)	平成24年9月10日	社団法人福島県公共嘱託登記士地家屋調査士協会 福島県福島市浜田町4-16	一般競争入札	83,238,920	82,950,000	99.7%	特社	国所管	1	
7	登記所備付地図作成作業(平成24年度及び平成25年度)一式	支出負担行為担当 旭川地方方法務局長 伊藤 正之 (北海道旭川市宮前通東4155-31)	平成24年9月25日	社団法人旭川公共嘱託登記士地家屋調査士協会 北海道旭川市2-17-465-1	一般競争入札	31,323,828	24,675,000	78.8%	特社	国所管	2	国庫債務負担行為
8	登記所備付地図作成作業(平成24年度及び平成25年度)一式	支出負担行為担当 釧路地方方法務局長 弘瀬 晃 (北海道釧路市幸町10-3)	平成24年9月3日	社団法人釧路公共嘱託登記士地家屋調査士協会 北海道釧路市宮本1-2-4	一般競争入札	17,122,077	17,115,000	99.9%	特社	国所管	2	国庫債務負担行為
9	登記所備付地図作成作業(平成24年度及び平成25年度)一式	支出負担行為担当 松山地方方法務局長 齋藤 孝一 (愛媛県松山市宮田町188-6)	平成24年9月24日	公益社団法人愛媛県公共嘱託登記士地家屋調査士協会 愛媛県松山市南江戸1-4-14	一般競争入札	42,103,021	42,073,500	99.9%	公社	国所管	2	国庫債務負担行為
10	定期健康診断及び健康管理業務委託	支出負担行為担当 岡山地方検察庁検事正 高木 和哉 (岡山県岡山市北区南方1-3-88)	平成24年9月19日	財団法人岡山県健康づくり財団 岡山県岡山市北区平田408-1	一般競争入札	1,924,269	1,773,149	92.1%	特財	都道府県所管	3	単価契約(一括調達) 山地方務局長、岡山保健警察所、岡山公安課(事務)

※公益法人の区分について、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特別社団法人」、「特社」は「特別社団法人」という。

補助金等に関する情報開示(平成24年度第2・四半期)

No.	事業名	補助金交付先名	公益法人の場合		交付決定額(円)	支出元 会計区分	(目)名称	補助金等交付決定等に 係る支出負担行為のない し意思決定の日	備考
			公益法人の区分	国・地方所管の別					
1	法務省共済組合短期公経国庫 負担金	法務共済組合	-	-	2,418,000	一般会計	国家公務員共済組合負担 金	平成24年7月4日	
2	法務省共済組合長期事務費国庫 負担金	法務共済組合	-	-	17,640,000	一般会計	国家公務員共済組合負担 金	平成24年7月4日	
3	刑務共済組合短期公経国庫負 担金(育児休業・介護休業分)	刑務共済組合	-	-	470,000	一般会計	国家公務員共済組合負担 金	平成24年7月4日	
4	刑務共済組合長期給付事務費国 庫負担金	刑務共済組合	-	-	13,151,000	一般会計	国家公務員共済組合負担 金	平成24年7月4日	
5	人権関係情報提供活動等の委託 等	公益財団法人人権教育啓発推進セン ター	公財	国所管	33,089,000	一般会計	人権啓発活動等委託費	平成24年7月9日	
6	人権関係情報提供活動等の委託 等	公益財団法人人権教育啓発推進セン ター	公財	国所管	10,758,000	一般会計	人権啓発活動等補助金	平成24年7月9日	
7	法務省共済組合短期公経国庫 負担金	法務共済組合	-	-	2,416,000	一般会計	国家公務員共済組合負担 金	平成24年8月2日	
8	法務省共済組合長期公経国庫 負担金	法務共済組合	-	-	43,930,000	一般会計	国家公務員共済組合負担 金	平成24年8月2日	
9	法務省共済組合長期給付に係る 追加費用(整理資源)	法務共済組合	-	-	1,762,298,000	一般会計	国家公務員共済組合負担 金	平成24年8月2日	
10	法務省共済組合長期公経国庫 負担金(基礎年金)	法務共済組合	-	-	1,023,013,000	一般会計	国家公務員共済組合負担 金	平成24年8月2日	
11	刑務共済組合短期公経国庫負 担金(育児休業・介護休業分)	刑務共済組合	-	-	472,000	一般会計	国家公務員共済組合負担 金	平成24年8月2日	

平成23年度 公益法人に対する競争入札による契約の見直しの状況(物品・役務等)

NO.	物品役務等の名称及び数量	担当等の氏名並びにその所属する局局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	一般競争入札・指名競争入札の別名(総合評価の実施)	予定価格(円)	金額(円)	落札率(%)	応札者の数	公益法人の場合		点検結果(見直す場合はその内容)	継続支出の有無
										公益法人の区分	国・地方所管の区分		
1	建設工事発注者支援データベースシステム提供業務一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 井上 宏 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成23年4月1日	財団法人建設業技術者セクター 東京都千代田区二番町3	一般競争入札	3,255,000	3,255,000	100.0%	1	特財	国所管	適正	有
2	一般定期健康診断及び特別定期健康診断委託業務	支出負担行為担当官 富山県地方検察庁検事正 藤徳 崇喜 (富山県富山市西田地方町2-9-16)	平成23年4月1日	財団法人北陸予防医学協会 富山県高岡市金屋本町1-3	一般競争入札	1,008,005	794,692	78.8%	2	特財	国所管	適正	無
3	鹿児島地方検察庁一般定期健康診断業務委託	支出負担行為担当官 鹿児島地方検察庁検事正 飯倉 立也 (鹿児島県鹿児島市山下町13-10)	平成23年4月1日	社団法人鹿児島県労働基準協会 鹿児島県鹿児島市新屋敷町16-16	一般競争入札	1,998,765	1,648,500	82.5%	2	公社	都道府県所管	適正	無
4	宮崎地方検察庁一般定期健康診断業務委託	支出負担行為担当官 宮崎地方検察庁検事正 渡辺 登 (宮崎県宮崎市別府町1-1)	平成23年4月1日	社団法人八日会 宮崎県北諸県郡三股町大字長田1270	一般競争入札	1,092,105	1,078,245	98.7%	2	特社	都道府県所管	適正	有
5	青森地方検察庁等定期健康診断業務委託	支出負担行為担当官 青森地方検察庁検事正 山根 英嗣 (青森県青森市長島1-3-25)	平成23年4月1日	財団法人全日本労働福祉協会青森県支部 青森県青森市原別1-2-35	一般競争入札	1,594,950	1,490,548	93.5%	1	特財	国所管	適正	有
6	就労支援業務委託	支出負担行為担当官代理 横浜刑務所処遇部長 尾崎 秀幸 (神奈川県横浜市長南区港南4-2-2)	平成23年4月1日	社団法人日本産業カウンセラー協会 神奈川県横浜市長南区南幸2-19-4	一般競争入札	2,159,136	1,984,500	91.9%	2	特社	国所管	適正	有
7	就労支援業務委託	支出負担行為担当官代理 横浜刑務所処遇部長 尾崎 秀幸 (神奈川県横浜市長南区港南4-2-2)	平成23年4月1日	社団法人日本産業カウンセラー協会 神奈川県横浜市長南区南幸2-19-4	一般競争入札	1,645,056	1,512,000	91.9%	2	特社	国所管	適正	有
8	自家用電気工作物保安管理業務委託	支出負担行為担当官代理 千葉刑務所処遇部長 伊藤 昇 (千葉県千葉市若葉区貝塚町192)	平成23年4月1日	社団法人東京電気管理技術者協会 東京都千代田区麹町5-1	一般競争入札	2,753,940	2,129,400	77.3%	4	公社	国所管	適正	有
9	就労支援業務委託	支出負担行為担当官代理 市原刑務所総務部長 本吉 勝美 (千葉県市原市磯ヶ谷11-1)	平成23年4月1日	社団法人日本産業カウンセラー協会 千葉県市原市磯ヶ谷2-6-17	一般競争入札	3,024,000	2,016,000	66.7%	3	特社	国所管	適正	無

タクシードー代に関する支出状況(第2・四半期)

【法務省 一般会計】

(単位:千円)

組 織	支 出 額					備 考
	第1・四半期	第2・四半期	第3・四半期	第4・四半期	合 計	
	4月～6月分	7月～9月分	10月～12月分	1月～3(4)月分		
法務本省	2,187	9,172	0	0	11,359	
検察庁	7,960	12,065	0	0	20,025	
矯正官署	546	608	0	0	1,154	
更生保護官署	72	63	0	0	135	
法務局	235	453	0	0	688	
地方入国管理官署	260	1,354	0	0	1,614	
公安調査庁	68	167	0	0	235	
合 計	11,328	23,882	0	0	35,210	

注)タクシードー代支出額のうち、捜査、被收容者の出廷・護送など、「職員の深夜帰宅以外に利用したものの」が約52パーセント含まれている。